

河西工業株式会社 定款

河西工業株式会社

31	2024/11/01	発行可能株式総数の増加及び取締役の員数の上限の減少に係る内容一部改訂
30	2024/06/27	A種優先株式発行に伴いA種優先株式に関する規定の新設等及び発行可能株式総数の増加に係る内容一部改訂
29	2023/03/30	電子提供措置の経過措置に対応し内容一部改訂
28	2022/06/24	電子提供措置に対応し内容一部改訂
27	2021/06/25	剰余金の配当等に関する内容一部改訂
26	2016/06/24	監査等委員会設置会社移行に対応し内容一部改訂
25	2014/07/01	単元株式数の変更に対応し内容一部改訂
24	2014/06/20	経営体制とガバナンス強化等に対応し内容一部改訂
23	2009/06/26	株券電子化に対応し内容一部改訂
N	1946/10/26	新規
	改定年月日	記事(変更理由を分かりやすく記入)

昭和21年10月26日 制定
昭和40年3月26日 変更
昭和46年3月30日 変更
昭和48年3月30日 変更
昭和49年3月29日 変更
昭和50年3月28日 変更
昭和52年4月28日 変更
昭和57年4月28日 変更
昭和58年4月28日 変更
昭和63年6月29日 変更
平成元年6月29日 変更
平成3年12月27日 変更
平成6年6月29日 変更
平成7年6月29日 変更
平成9年6月27日 変更
平成10年6月26日 変更
平成11年6月29日 変更
平成13年6月28日 変更
平成14年6月27日 変更
平成15年6月27日 変更
平成16年6月29日 変更
平成17年6月29日 変更
平成18年6月29日 変更
平成21年6月26日 変更
平成26年6月20日 変更
平成26年7月01日 変更
平成28年6月24日 変更
令和3年6月25日 変更
令和4年6月24日 変更
令和5年3月30日 変更
令和6年6月27日 変更
令和6年11月01日 変更

河西工業株式会社 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は河西工業株式会社と称し、英文では KASAI KOGYO CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 自動車、自動自転車等の部分品製造販売
- (2) 電気、音響機器部分品の製造販売
- (3) 鉄道車輛、航空機、船舶等の部分品の製造販売
- (4) 各種織物及び各種織物加工品の製造販売
- (5) 各種木工品の製造販売
- (6) 各種紙工品の製造販売
- (7) 各種合成樹脂品の製造販売
- (8) 自動車部分品製造用の各種型、治工具、機械設備等の製造販売
- (9) 前各号の事業品目に関連する工業所有権、製造技術、ノウハウ等の開発、販売及び供与
- (10) 企業に対する融資等の金融業務
- (11) 前各号に付帯する一切の事業

(本 店)

第3条 当社は本店を神奈川県高座郡寒川町に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1億8,135万6,008株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。

普通株式 1億8,135万6,008株

A種優先株式 582万7,274株

(単元株式数)

第6条 当社の普通株式及びA種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第7条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。

2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法については、取締役会で定める株式取扱規定による。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって決定し、これを公告する。

(株式取扱規定)

第10条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、ならびに株主及び新株予約権者の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款の規定のほか取締役会の定める株式取扱規定による。

(基準日)

第11条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする。

2. 前項のほか必要あるときは、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者となることができる。

第2章の2 A種優先株式

(剰余金の配当)

第11条の2 (A種優先配当金)

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主と併せて、以下「A種優先株主等」という。）に対し、第11条の9第1項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、本条第2項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種優先株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. (A種優先配当金の額)

- (1) A種優先配当金の額は、金6,000,000,000円を5,827,274で除した金額（本項第(3)号及び第(4)号に従って調整された場合は、調整後の価額をいい、以下「払込金額相当額」という。）に、年率7.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2025年3月末日に終了する事業年度に属

する場合は、A種優先株式について払込みがなされた日) (同日を含む。) から当該配当基準日 (同日を含む。) までの期間の実日数につき、1年を365日 (但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日) として日割計算を行うものとする (除算は最後に行い、円位未満小数第5位まで計算し、その小数第5位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対して剰余金の配当 (本条第4項に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。また、本項第(2)号に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、本第(1)号に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。) が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(2) 本項第(1)号にかかわらず、当該配当基準日の翌日 (同日を含む。) から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当会社がA種優先株式を取得した場合は、当該配当基準日を基準日として行う当該剰余金の配当において各A種優先株主等に対して支払われるA種優先配当金の額は、本項第(1)号に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前における当該A種優先株主等の所有又は登録に係るA種優先株式の数を当該配当基準日の終了時点における各A種優先株主等の所有又は登録に係るA種優先株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(3) 当会社がA種優先株式につきA種優先株主に割当てを受ける権利を与えて発行又は処分 (株式無償割当てを含む。以下、本第(3)号において同じ。) を行う場合、以下の算式により払込金額相当額を調整する。なお、以下の算式における「A種優先株主への割当て前のA種優先株式の発行済株式数」、「A種優先株主への割当てにより発行されるA種優先株式の数」及び「A種優先株主への割当て後のA種優先株式の発行済株式数」は、当該発行又は処分の時点で当会社が保有するA種優先株式の数を控除した数とし、当会社が保有するA種優先株式を処分する場合には、以下の算式における「A種優先株主への割当てにより発行されるA種優先株式の数」は「処分する当会社が保有するA種優

先株式の数」と読み替える。また、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てる。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後の} \\
 \text{払込金額} \\
 \text{相当額}
 \end{array}
 = \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{調整前の} \\
 \text{払込金額} \\
 \text{相当額}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{A種優先株主への} \\
 \text{割当て前の} \\
 \text{A種優先株式の} \\
 \text{発行済株式数}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{A種優先株主} \\
 \text{への割当てに} \\
 \text{際して払い込} \\
 \text{まれる} \\
 \text{1株当たりの払} \\
 \text{込金額}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{A種優先株主への} \\
 \text{割当てにより} \\
 \text{発行される} \\
 \text{A種優先株式の} \\
 \text{数}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{A種優先株主への割当て後の} \\
 \text{A種優先株式の発行済株式数}
 \end{array}
 }$$

調整後の払込金額相当額は、A種優先株主への割当てを行う場合はA種優先株主への割当ての効力発生日（A種優先株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

その他A種優先株主への割当てに類する事由が発生した場合は、払込金額相当額は、取締役会決議により適切に調整される。

- (4) 当社がA種優先株式につき株式の分割又は併合を行う場合、以下の算式により払込金額相当額を調整する。なお、以下の算式における「株式の分割・併合前のA種優先株式の発行済株式数」は、当該分割又は併合前の時点で当社が保有するA種優先株式の数を控除した数とし、「株式の分割・併合後のA種優先株式の発行済株式数」は、当該分割又は併合後の時点で当社が保有するA種優先株式の数を控除した数とする。また、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てる。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後の} \\
 \text{払込金額相} \\
 \text{当額}
 \end{array}
 = \begin{array}{r}
 \text{調整前の} \\
 \text{払込金額相} \\
 \text{当額}
 \end{array}
 \times \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{株式の分割・併合前の} \\
 \text{A種優先株式の発行済株式数}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{株式の分割・併合後の} \\
 \text{A種優先株式の発行済株式数}
 \end{array}
 }$$

調整後の払込金額相当額は、株式の分割を行う場合は当該株式の分割のための基準日の翌日以降、株式の併合を行う場合は当該株式の併合

の効力発生日（当該株式の併合にかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

その他株式の分割又は併合に類する事由が発生した場合は、払込金額相当額は、取締役会決議により適切に調整される。

3. （参加条項）

当会社がA種優先株主等に対して、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（本条第4項に定める。）を配当した後、普通株主等（第11条の9第1項に定める。）に対して剰余金の配当を行うときは、同時に、A種優先株主等に対して、A種優先株式1株につき、それぞれ、普通株式1株あたりの剰余金の配当額と同額の剰余金の配当を行う。

4. （累積条項）

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本第4項に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、本条第2項第(2)号に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、本条第2項第(1)号に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本条第2項第(1)号に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、本条第2項第(1)号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利7.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第5位まで計算し、その小数第5位を四捨五入する。A種優先株式1株当たりにつき本第4項に従い累積した金額（以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、第11条の9第1項に定める支払順位に従い、A種優先株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係るA種累積未払配当金相当額がある場合

は、最も古い事業年度に係る当該A種累積未払配当金相当額から先に配当される。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(残余財産の分配)

第11条の3 (残余財産の分配)

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、第11条の9第2項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び本条第3項に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本第1項においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. (参加条項)

A種優先株主等に対してA種残余財産分配額の全額が分配された後、普通株主等(第11条の9第1項に定める。)に対して残余財産の分配をするときは、A種優先株主等は、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産の分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

3. (日割未払優先配当金額)

A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第11条の2第2項第(1)号に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。)

(議決権)

第11条の4 A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

(金銭を対価とする取得請求権)

第 11 条の 5 (金銭対価取得請求権)

A種優先株主は、2028年4月1日以降、当会社に対して、金銭を対価としてその有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。)ができるものとし、当会社は、金銭対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求の効力発生日に、A種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、同一の効力発生日に複数のA種優先株主から会社法第461条第2項所定の分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は各A種優先株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

2. (A種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額)

A種優先株式の取得価額は、金銭対価取得請求の効力発生日における(i) A種優先株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) A種累積未払配当金相当額及び(iii) A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本条の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第11条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求の効力発生日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3. (金銭対価取得請求受付場所)

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

4. (金銭対価取得請求の方法及び効力発生)

金銭対価取得請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付す

ることにより行うものとし、その効力は、金銭対価取得請求に要する書類が本条第3項に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達した日から10営業日が経過した時点に発生する。

5. 本条各項に定めるほか、当会社が会社法第156条から第165条まで（株主との合意による取得）の定めに基づき自己株式の有償での取得を行う場合には、A種優先株主は、普通株式に優先してA種優先株式を取得の対象とすることを請求できるものとする。

（普通株式を対価とする取得請求権）

第11条の6（普通株式対価取得請求権）

A種優先株主は、A種優先株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、本条第2項に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。

2. （A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数）

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) A種優先株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) A種累積未払配当金相当額及び(iii) A種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額を、本条第3項及び本条第4項で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本第2項の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第11条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求の効力発生日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合におい

ては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

3. (当初取得価額)

取得価額は、当初 51.48 円とする。

4. (取得価額の調整)

(1) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割をする場合、次の算式により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ A種優先株式 1 株当たりの調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を含み、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本第 4 項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、その他その保有者若しくは当会社の要求又は一定の事由の発生により、普通株式が発行又は処分される権利の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次

の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{取得価} \\
 \text{額}
 \end{array}
 = \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{取得価} \\
 \text{額}
 \end{array}
 \times \left(\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する} \\ \text{普通株式の数）} \end{array} \right) + 1 \text{株当たり} \\
 \text{払込金額} \times \begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array}
 }{
 \begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{＋新たに発行する普通株式の数} \end{array}
 }$$

なお、取得価額調整式における「発行済普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の前日時点における当社の普通株式の発行済株式数をいう。

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、A種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条

件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

- ⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額がA種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- ⑥ その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件としてA種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる証券又は権利を発行する場合には、取得価額の調整を適切に行うものとする。

(2) 本項第(1)号に掲げた事由によるほか、下記①乃至⑤のいずれかに該

当する場合には、当社はA種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を合理的な範囲で行うものとする。

- ① 時価を超える価額による自己株式等の取得、合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき調整前の取得価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ 当社の取得をさせることにより若しくは当社に取得されることによりA種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式、行使することにより若しくは当社に取得されることにより普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本第(2)号において同じ。）の合計額がA種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権、その他その所有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件としてA種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる証券又は権利（以下「潜在株式等」という。）の、当社に取得させることにより若しくは当社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる期間が終了した場合（但し、当該潜在株式等の全部が既に普通株式の交付と引き換えに取得され又は行使された場合を除く。）において、取得価額の調整が必要であると当社の取締役会が認めるとき。
- ④ 潜在株式等の1株当たりの取得価額又は新株予約権の行使に際し

て出資される財産の金額が変更された場合において、取得価額の調整が必要であると当社の取締役会が認めるとき。

⑤ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると当社の取締役会が認めるとき。

(3) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

(4) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本第(4)号により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(5) 本条に定める取得価額の調整は、A種優先株式の発行並びに当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される普通株式及び普通株式を目的とする新株予約権の発行については適用されないものとする。

5. (普通株式対価取得請求受付場所)

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

6. (普通株式対価取得請求の方法及び効力発生)

普通株式対価取得請求は、対象とする株式を特定した書面を当社に交付することにより行うものとし、その効力は普通株式対価取得請求に要する書類が本条第 5 項に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した日から 3 営業日が経過した時点に発生する。

7. (普通株式の交付方法)

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種優先株主に対して、当該A種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(金銭を対価とする取得条項)

第 11 条の 7 当社は、A種優先株式の発行日以降いつでも、当社の取締役

会社が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種優先株主等に対して、金銭対価償還日の前日までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、(i)金銭対価償還に係るA種優先株式の数に、(ii)①A種優先株式1株当たりの払込金額相当額、②A種累積未払配当金相当額及び③A種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種優先株主に対して交付するものとする。なお、本条の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第11条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

A種優先株式の一部を取得する場合において、A種優先株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種優先株主から取得すべきA種優先株式を決定する。

(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

第11条の8 当社は、株式の分割又は併合を行う場合、普通株式及びA種優先株式について、それぞれ同時に同一割合で行う。

2. 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
3. 当社は、株式無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。
4. 当社は、株主に募集新株予約権（新株予約権には、新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本条において同じ。）の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の

割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で、与える。

5. 当社は新株予約権無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。
6. 当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及びA種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合で変更する。

(優先順位)

第 11 条の 9 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）

に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第 1 順位、A種優先配当金が第 2 順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第 3 順位とする。

2. A種優先株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式に係る残余財産の分配を第 1 順位、普通株式に係る残余財産の分配を第 2 順位とする。
3. 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 定時株主総会は毎年 4 月 1 日から 3 ヶ月以内にこれを招集し臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。

2. 株主総会は、本店所在地又は隣接地においてこれを招集する。

(招集者及び議長)

第 13 条 株主総会は取締役会の決議にもとづき代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

2. 代表取締役が複数の場合又は代表取締役に差支えがあるときは取締役

会において予め定めた順序により、先順位の取締役がこれを招集し、その議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議)

第 15 条 株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを決する。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第 16 条の 2 第 11 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

2. 第 13 条、第 14 条及び第 16 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
3. 第 15 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議について、第 15 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 6 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は 4 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は株主総会の決議によって選任し、その選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別する。
3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役（監査等委員を除く。）の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。
4. 補欠の監査等委員の予選の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開催のときまでとする。

(取締役会)

第 21 条 取締役会を招集するには各取締役に対し会日の 3 日前までに通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会の招集者及び議長は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議に基づき取締役会規則により定める。
3. 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(取締役会規則)

第 22 条 取締役会に関しては法令又は定款に定めるもののほか、取締役会におい

て定める取締役会規則による。

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 . 取締役会の決議をもって取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
- 3 . 取締役会の決議をもって取締役相談役若干名を選定することができる。
- 4 . 取締役会長、取締役社長は代表取締役として、当会社を代表する。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第 25 条 取締役の報酬等は株主総会の決議により定める。

- 2 . 取締役の報酬等は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して定める。

(取締役の責任限定)

第 26 条 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 27 条 当会社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会)

第 28 条 監査等委員会を招集するには各監査等委員に対し会日の 3 日前までに通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 . 監査等委員会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員

の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(監査等委員会規則)

第 29 条 監査等委員会に関しては法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 30 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 31 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(会計監査人の任期)

第 32 条 会計監査人の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 33 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとして各事業年度の末日を決算期日とする。

(剰余金の配当等)

第 35 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

2. 当社は、毎年 3 月 31 日または 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

(配当金の除斥期間)

第 36 条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、
当会社はその支払の義務を免れる。

2 . 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

(監査等委員会設置会社移行前の社外監査役の責任限定契約の経過措置)

第 1 条 平成 28 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する社外監査役（社外監査役であった者を含む。）と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 36 条の定めるところによる。